

福岡県公報

令和 3 年 6 月 15 日
第 208 号

目 次

告 示 (第615号 - 第629号)

○液化石油ガス販売事業者の認定	(工業保安課) …………… 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 1
○石油コンビナート等災害防止法第 2 条第 5 号に規定する第二種事業 所の指定	(消防防災指導課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 2
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 3
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 3
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) …………… 3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) …………… 4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) …………… 4
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) …………… 4
○道路の占用の制限	(道路維持課) …………… 4
○道路の占用の制限	(道路維持課) …………… 5

公 告

○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定事項変更に係る公示について	(住宅計画課) …………… 5
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定事項変更に係る公示について	(住宅計画課) …………… 5

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 6
○意見募集の結果の公示	(社会活動推進課) …………… 6
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) …………… 7
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) …………… 7
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) …………… 7
○令和 3 年度製菓衛生師試験の実施について	(生活衛生課) …………… 8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 9

告 示

福岡県告示第615号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第35条の6第1項の規定に基づき液化石油ガス販売事業者の認定をしたので、同法第88条第2項の規定により次のように公示する。

令和 3 年 6 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 認定を受けた者の名称、代表者氏名及び所在地
株式会社アースエナジー 代表取締役 平川 一幸
大牟田市草木998番地 1

2 認定年月日
令和 3 年 5 月 17 日

福岡県告示第616号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 6 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	一般 国道	495号	前	糟屋郡新宮町美咲二丁目1438番2先から 福岡市東区和白丘一丁目207番4先まで	11.2 ～ 11.3	8.0
			後	糟屋郡新宮町美咲二丁目1438番2先から 福岡市東区和白丘一丁目207番4先まで	16.0 ～ 16.4	8.0

福岡県告示第617号

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号の規定に基づき、第二種事業所を次のように指定する。

令和3年6月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

特別防災区域名	事 業 所 名	所 在 地
北九州地区	日本製鉄株式会社 九州製鉄所 八幡地区（小倉）	北九州市小倉北区許斐町1番地

福岡県告示第618号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
--------------	------------	-------	------------	-----	---------------	---------------	-----

那 珂 県 道	久 光 線	前	筑紫野市大字西小田1059番1先から 筑紫野市大字西小田375番1先まで	5.8 ～ 24.3	460.2	うち県道久留米筑紫野線重用延長460.2メートル
			後	筑紫野市大字西小田1059番1先から 筑紫野市大字西小田375番1先まで		

福岡県告示第619号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂 県 道	久 留 米 筑 紫 野 線	前	筑紫野市大字西小田360番1先から 筑紫野市大字西小田1061番1先まで	5.8 ～ 24.3	460.2	
			後	筑紫野市大字西小田360番1先から 筑紫野市大字西小田1061番1先まで		

福岡県告示第620号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年6月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 解除予定保安林の所在場所
北九州市八幡東区大字尾倉字山ノ神1446の3（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第621号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和 3 年 6 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 解除予定保安林の所在場所
北九州市八幡東区大字尾倉字山ノ神1446の3（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第622号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 3 年 6 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 解除予定保安林の所在場所
北九州市八幡東区大字尾倉字山ノ神1446の3（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由
公園用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第623号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和 3 年 6 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 解除予定保安林の所在場所
北九州市八幡東区大字尾倉字山ノ神1446の3（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 解除の理由
公園用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第624号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成24年3月福岡県告示第573号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 3 年 6 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
五郎ヶ畑	宮若市三ヶ畑（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第625号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成24年3月福岡県告示第574号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年6月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
五郎ヶ畑	宮若市三ヶ畑（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第626号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年6月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	-------	---------------------

五郎ヶ畑	宮若市三ヶ畑（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
------	------------------------	---------

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第627号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年6月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
五郎ヶ畑	宮若市三ヶ畑（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面は宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第628号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
----------	-------	-----	-----------

朝倉	一般国道	386号	朝倉郡筑前町久光1259番1先から 朝倉郡筑前町久光1537番1先まで
----	------	------	--

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

令和3年6月29日

福岡県告示第629号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占有を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占有を制限する区域
朝倉	一般国道	386号	朝倉郡筑前町久光1547番3先から 朝倉郡筑前町久光1556番1先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

令和3年6月29日

公 告

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人から住所及び支援業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のように公示する。

令和3年6月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	変更に係る事項	旧	新	変更年月日
株式会社ク ラスケア	支援法人の住所	福岡市中央区笹丘 一丁目15-18	福岡市博多区千代四丁目29- 49グローリー県庁前301号	令和3年 5月18日
	支援業務を行う 事務所の所在地	福岡市中央区笹丘 一丁目15-18	福岡市博多区千代四丁目29- 49グローリー県庁前301号	令和3年 5月18日

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人から支援業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のように公示する。

令和3年6月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	変更に係る事項	旧	新	変更年月日
一般社団法人綾幸会	支援業務を行う事務所の所在地	福岡市東区香椎一丁目6-6-101	福岡市東区奈多一丁目10-12-201	令和3年6月1日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年6月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩稲留字牟田6番1から6番12まで並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市志摩稲留393番地

藤川 勝利

福岡市南区桜原七丁目56番17号

株式会社サン・プラザホーム

代表取締役 吉川 元美

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年6月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 アクロスモール春日

(2) 所在地 春日市春日五丁目17番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 環境課 生活環境担当

店舗周辺の都市計画法上の用途地域は、近隣商業地域であるが住居も近接して建っている状況である。また、第1種住居地域及び第1種低層住居専用地域に隣接していることから、特に今回変更がなされる荷捌き施設No.2の騒音対策をしっかりと行っていただきますようお願いいたします。併せて、駐車場等での騒音等に対する周辺住民への配慮、及び繁忙期など混雑が見込まれる際の騒音発生の抑制など、騒音対策の遵守をお願いします。

近年の住民からの苦情は多様化しており、苦情等が発生した際には、誠意ある対応をお願いします。

(2) 環境課 ごみ減量担当

特にありません。

(3) 都市計画課 計画担当

特にありません。

(4) 道路管理課 道路管理担当

特にありません。

公告

「福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則案」について、令和3年3月12日から令和3年4月12日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和3年6月8日に公布しました。

令和3年6月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

人づくり・県民生活部社会活動推進課NPO・ボランティアセンター

電話：092-631-4411

メールアドレス：nvc@pref.fukuoka.lg.jp

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により春日市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

令和3年6月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画公園（令和3年5月18日春日市告示第150号）

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

令和3年6月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更しようとする都市計画の種類

北九州広域都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

令和3年7月8日（木曜日） 午後1時00分から午後2時30分まで

(2) 場所

苅田町三原文化会館1階大ホール（苅田町富久町一丁目19番1号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 北九州広域都市計画区域区分の変更の案の概要

市街化区域及び市街化調整区域の区分を、(2)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する。

(2) 閲覧

令和3年6月16日（水曜日）から同月29日（火曜日）までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び苅田町都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和3年6月29日（火曜日）（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

令和3年6月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更しようとする都市計画の種類

北九州広域都市計画臨港地区

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

令和3年7月8日（木曜日） 午後3時00分から午後4時30分まで

- (2) 場所
 苅田町三原文化会館1階大ホール（苅田町富久町一丁目19番1号）
- 3 都市計画の案の概要及び閲覧
- (1) 北九州広域都市計画臨港地区の変更の案の概要
 臨港地区の区域を、(2)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する。
- (2) 閲覧
 令和3年6月16日（水曜日）から同月29日（火曜日）までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び苅田町都市計画課において、公衆の閲覧に供する。
- 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等
- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和3年6月29日（火曜日）（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。
- 5 公述人の選定及び公述方法
 公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。
- 6 その他
- (1) 傍聴
 公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。
- (2) 開催の中止
 公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。
- (3) 問い合わせ先
 この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

令和3年度福岡県製菓衛生師試験を次のように実施する。

令和3年6月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 受験資格
 次のいずれかに該当する者が受験できる。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
 - (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
 - (3) 昭和41年12月26日において、菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同日において3年を超えているもの又は同日後3年を超えるに至ったもの
- 2 試験
- (1) 方法
 試験は筆記試験とし、試験科目は次のとおりとする。
 - ア 衛生法規
 - イ 公衆衛生学
 - ウ 食品学
 - エ 食品衛生学
 - オ 栄養学
 - カ 製菓理論
 - キ 製菓実技（和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか一科目を選択） ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、試験科目の免除を願い出るものについては、カ 製菓理論及びキ 製菓実技の試験を免除する。
- (2) 日時及び場所

日	時	科目	場所
---	---	----	----

令和 3 年 9 月 3 日 (金曜日)	午後 1 時 00 分から午後 3 時 00 分まで (ただし、試験科目の免除を受ける者の試験時間は午後 1 時 00 分から午後 2 時 30 分までとする。)	衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論 製菓実技	福岡市博多区吉塚本 町 13 番 50 号 福岡県吉塚合同庁舎 8 階 803 号会議室
-------------------------	---	--	---

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書 1 部に、次に掲げる書類 ((オ)の書類の提出については、試験科目の一部免除を願い出る場合に限る。)、写真 (出願前 3 月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦 4.5 センチメートル、横 3.5 センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの) 1 枚、受験票 1 枚及び受験申込手数料 9,400 円を添えて、県内に住所地、就業地又は就学地を有する者は、当該住所地、就業地又は就学地を管轄する保健福祉 (環境) 事務所 (ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区保健福祉課、福岡市については各区保健福祉センター、久留米市については久留米市保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。)、県外に住所地、就業地又は就学地を有する者は、福岡県保健医療介護部生活衛生課 (郵便番号 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号。以下「県庁生活衛生課」という。) へ提出すること。

(ア) 学校教育法第 57 条に規定する者であることを証する書類 (中学校卒業以上の卒業証書の写し又は卒業証明書) 1 部

(イ) 製菓業務従事証明書又は製菓衛生師養成施設において 1 年以上の製菓衛生師としての課程を修了したことを証する書類 1 部

(ウ) 履歴書 1 部

(エ) 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し (出願前 6 月以内に発行されたもの。住民票の写しにあっては、本籍地又は住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) 第 30 条の 45 に規定する国籍等の記載があるもの。ただし、本籍のない者及び本籍が明らかでない者にあつては、その旨が記載されたもの。) 1 部

(オ) 菓子製造に係る 1 級又は 2 級の技能検定に合格したことを証する書類 1 部

イ 受験願書の用紙は、各保健福祉環境事務所等及び県庁生活衛生課で交付する。

郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、「製菓衛生師試験願書希望」と明記の上、宛先及び郵便番号を記入し、140 円切手を貼った返信用封筒 (角形 2 号、往復はがきが折らずに入る定形外郵便のもの) を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料 9,400 円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は受験しなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便とし、「製菓衛生師受験願書在中」と朱書きすること。

(2) 受付期間及び受付時間

ア 受験願書の受付期間は、令和 3 年 7 月 1 日 (木曜日) から令和 3 年 7 月 15 日 (木曜日) までとし、受付時間は午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

イ 郵便による受験申込みは、令和 3 年 7 月 15 日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及び合格証書の交付

(1) 合格者の受験番号は、令和 3 年 10 月 6 日 (水曜日) に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所等及び県庁生活衛生課に掲示するほか、県ホームページに掲載して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

5 その他

(1) 台風の到来等により、令和 3 年 9 月 3 日に試験の実施が困難となったときは、各保健福祉環境事務所等及び県庁生活衛生課から各受験者に電話連絡をする。

(2) 受験手続その他の問合せは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は県庁生活衛生課に対して行うこと。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 3 年 6 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市薦野字大井手1457番1、1457番6、1459番1、1460番1、1461番1、1461番4、1464番1及び1466番12
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
岡山県津山市坂上232番地
有限会社勝北運送
代表取締役 竹内 昭子